

## 滋賀県議会後援名義使用承認取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県議会の後援名義の使用を承認する場合の基準および手続を定め、事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 後援名義の使用は、環境保全、健康福祉、産業、教育、文化、スポーツその他の行事、催し（以下「行事等」という。）で、次の要件を満たすものについて承認する。

- (1) 全国規模または広域の府県を対象としたブロック規模のもの
- (2) 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないうよう努められているものであること
- (3) その他議長が特に認めるもの

2 後援名義の使用は、行事等が営利を目的としたものであるとき、公共の福祉に反するものであると認められるときその他不適當であると認められるときは、承認しないものとする。

(申請および承認)

第3条 行事等の主催者が、後援名義の使用承認を受けようとする場合は、あらかじめ申請書（別記様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 議長は、申請があったときは、その内容を審査し、後援名義の使用を承認すべきものと認めたときは、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた行事等の主催者は、行事等を中止しようとするとき、または行事等の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは議長に報告し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(報告)

第4条 前条第2項の規定により承認を受けた行事等の主催者は、行事等が終了したときは、行事等の内容を記載した報告書（別記様式第2号）を議長に提出しなければならない。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年3月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。